教職員能力開発拠点事業　in 名古屋

ＳＤコーディネーター養成講座
＆
ＩＲｅｒ養成講座

2016. 10. 14 FRI → 16 SUN

会　場／椙山女学園大学 星が丘キャンパス
（名古屋市千種区星が丘元町１７番３号）

参加費／無料

主　催／愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室
（教職員能力開発拠点）

共　催／椙山女学園大学

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室（教職員能力開発拠点）は，全国の高等教育機関の発展のため，FD／SD／IRの専門家・実践的指導者の養成に取り組んでいます。全国拠点としてこれまで東北，関東，関西，九州地区で各種講座を開催してきましたが，今回は初めて中部地区（名古屋市）で開催します。
全国の皆様のご参加をお待ちしております。

ＳＤコーディネーター養成講座

■参加対象者　先着30名

ＳＤを担当する教職員
ＳＤコーディネーターに関心のある教職員

※３日間の参加が可能な方のみとなります。
全プログラムの受講者には修了証をお渡しします。
※民間企業等に勤務されている方の参加はお断りしております。
※多くの機関の方々にご参加いただくため，同一機関からのお申し込みが多数の場合は，全体のお申し込み状況により受講を制限させていただくことがあります。

ＩＲｅｒ養成講座

■参加対象者　先着40名

ＩＲを担当する教職員
ＩＲに関心のある教職員

※３日間の参加が可能な方のみとなります。
全プログラムの受講者には修了証をお渡しします。
※民間企業等に勤務されている方の参加はお断りしております。
※多くの機関の方々にご参加いただくため，同一機関からのお申し込みが多数の場合は，全体のお申し込み状況により受講を制限させていただくことがあります。

http://web.opar.ehime-u.ac.jp/

ＳＤコーディネーター養成講座

■実施目的：職員の能力開発（SD）の実践的指導者（SDコーディネーター／SDC）になるため，その役割や求められる能力を理解し，実際のSD推進に活用できる具体的手法を身につけることを目的としています。

到達目標

① 人材育成ビジョンの必要性を説明することができる
② 自大学における人材育成ビジョンを策定するために，その構築手法を修得することができる
③ 自らのキャリアを開発するために，スタッフ・ポートフォリオ（SP）を作成することができる
④ 職員のキャリア開発を支援するために，メンタリングを行うことができる
⑤ SDの実践力を身につけるために，SDプログラムを企画・運営・評価することができる
⑥ SDに関する多様な考え方や経験を尊重し，共に学び合う雰囲気をつくることができる

スケジュール

[1日目] 10月14日（金）

12:30 受付（椙山人間交流会館1階キャリア教育推進ルーム）
13:00 (1)オープニング・アイスブレイク
※IRer養成講座と合同開催
13:30 会場移動（教育学部棟3階0310室）
13:40 (2)オリエンテーション
(3)SD，SDCについて理解する〔丸山智子〕
14:15 (4)人材育成ビジョンの必要性について理解する〔吉田一恵〕
14:45 休憩
15:00 (5)組織の人材育成ビジョン作成ワークショップ〔吉田一恵〕
18:00 終了
18:30～20:30 情報交換会（参加任意／会費：4,000円）
※IRer養成講座と合同開催

[2日目] 10月15日（土）

9:30 (6)SP，メンタリングの導入事例及びその有効性について〔吉田一恵・久保秀二〕
10:30 休憩
10:45 (7)個人のビジョン作成ワークショップ〔一ノ瀬大一〕
12:00 休憩
13:00 (8)メンタリングを実践する〔近藤智彦〕
14:30 (9)SPOD-SD研修カリキュラム構築手法の紹介〔丸山智子〕
15:00 休憩
15:15 (10)SDプログラムを企画する〔中井俊樹〕
(11)SDプログラムを運営する〔中井俊樹〕
16:45 休憩
17:00 (12)SDプログラムを評価する〔神原暢久〕
18:00 終了

[3日目] 10月16日（日）

9:30 (13)SDプログラムを開発する〔丸山智子〕
12:00 休憩
13:00 (14)SDプログラム発表（ポスターセッション）〔全講師〕
14:00 (15)振り返り
14:20 会場移動（椙山人間交流会館1階キャリア教育推進ルーム）
14:30 (16)クロージング　※IRer養成講座と合同開催
15:00 終了

お申し込み

定員人数に到達次第，募集を締め切ります。お早めにお申し込みください。

下記のサイトからお申し込みください。
http://web.opar.ehime-u.ac.jp/　先着30名
■ 受付開始：平成28年7月25日（月）正午
■ 申込締切：平成28年8月17日（水）正午

※受付完了後，確認メールを送信します。
※いただいた情報は本講座以外に使用することはございません。
※ホームページから申し込みができない場合は，下記までメールでご連絡ください。
■ 宛先／kiyoiku@stu.ehime-u.ac.jp
■ メール件名／SDコーディネーター養成講座申込み（氏名○○○）

事前課題

①スタッフ・ポートフォリオ　※受付完了後，様式をお送りします。
②自大学で実施している『新任職員に対する研修』の実施要項（受講者間で共有可能なもの）をPDFデータ（A4用紙5枚まで）で提出してください。該当するものがない場合は，職員に対する何らかの研修の実施要項で結構です。
※資料の1枚目右上に，大学名及び氏名をご記入ください。

■提出期限／平成28年9月16日（金）　■提出先／kiyoiku@stu.ehime-u.ac.jp

持参物

事前課題で提出いただいたスタッフ・ポートフォリオ2部　（※研修会当日メンタリングを実施する際に使用します。）

ＩＲｅｒ養成講座

■実施目的:IRの担当者として必要とされるIRに関する知識，データ分析および教育改善の提案に関わるスキルの習得を目指します。また，参加者間でさまざまな工夫を共有することをとおして，参加者が自大学でも活用できる実践的な知識を身につけます。

到達目標

① IRの実践における指針を説明することができる
② 教育改善のための質的分析を行うことができる
③ 教育改善のための量的分析を行うことができる
④ 調査票の改善方法を提案することができる
⑤ データ分析を基に教育改善のための提案をすることができる
⑥ IRに関する多様な考えや経験を尊重し，共に学び合う雰囲気をつくることができる

スケジュール

[1日目] 10月14日(金)

12:30 受付(椙山人間交流会館1階キャリア教育推進ルーム)
13:00 (1)オープニング・アイスブレイク
※SDC養成講座と合同開催
13:30 (2)オリエンテーション
13:40 (3)IRとIRの5つのステップを理解する 〔中井俊樹〕
14:50 休憩
15:00 (4)所属大学でのIRの実践を紹介する 〔清水栄子〕
16:15 休憩
16:30 (5)質的データを分析する 〔杉田郁代・加地真弥〕
18:00 終了
18:30~20:30 情報交換会(参加任意／会費:4,000円)
※SDC養成講座と合同開催

[2日目] 10月15日(土)

9:30 (6)量的データを分析する
〔中山 晃・西出 崇・清水栄子〕
12:00 休憩
13:00 (7)調査票を改善する 〔小林忠資〕
15:30 休憩
15:45 (8)教育改善の提案を考える①
〔グループワーク〕
18:00 終了

[3日目] 10月16日(日)

9:30 (9)教育改善の提案を考える②
〔グループワーク〕
11:30 休憩
12:30 (10)教育改善の提案をする
14:00 (11)振り返り
14:30 (12)クロージング ※SDC養成講座と合同開催
15:00 終了

お申し込み

定員人数に到達次第，募集を締め切ります。お早めにお申し込みください。

先着40名

下記のサイトからお申し込みください。
http://web.opar.ehime-u.ac.jp/
■ 受付開始：平成28年7月25日(月)正午
■ 申込締切：平成28年8月17日(水)正午
※受付完了後，確認メールを送信します。
※いただいた情報は本講座以外に使用することはございません。
※ホームページから申し込みができない場合は，下記までメールでご連絡ください。
■ 宛先／kiyoiku@stu.ehime-u.ac.jp
■ メール件名／IRer養成講座申込み(氏名○○○)

事前課題

①自大学の全学(または学部)レベルの学生実態調査，授業評価アンケート等の実施概要，調査結果などを簡潔にまとめたものをご提出ください。(A4用紙3枚程度まで・様式は自由)
②提出可能な方は，自大学の学生調査等のアンケート調査票を提出してください。

※提出いただいた資料は参加者に配付し共有します。
※各資料の1枚目右上に，大学名及び氏名をご記入ください。

■提出期限／平成28年9月16日(金)　■提出先／kiyoiku@stu.ehime-u.ac.jp

持参物

2日目午前の研修(6)でデータ分析の演習を行いますので，ノートパソコンをご持参ください。
※会場の都合上，充電済みのものをご持参いただきますよう，ご協力をお願いします。

講師

	SDC・IRer養成講座 小林 直人 (教職員能力開発拠点代表) 愛媛大学学長特別補佐 教育企画室長・教授	SDC・IRer養成講座 中井 俊樹 愛媛大学教育企画室 副室長・教授	SDC養成講座 丸山 智子 愛媛大学教育企画室 特任助教 (SDC)	SDC養成講座 吉田 一惠 愛媛大学 教育学生支援部長 (SDC)
SDC養成講座 久保 秀二 愛媛大学総務部 人事課副課長 (SPOD－SDC)	SDC養成講座 榊原 暢久 芝浦工業大学 教育イノベーション推進センター 工学部 教授	SDC養成講座 近藤 智彦 愛知大学 豊橋事務部長	SDC養成講座 一ノ瀬 大一 九州産業大学 教務部教務第二係長	IRer養成講座 清水 栄子 愛媛大学教育企画室 講師 (SDC)
IRer養成講座 小林 忠資 愛媛大学教育企画室 特任助教	IRer養成講座 加地 真弥 愛媛大学教育企画室 特定研究員	IRer養成講座 中山 晃 愛媛大学 英語教育センター准教授	IRer養成講座 杉田 郁代 高知大学 大学教育創造センター 特任准教授	IRer養成講座 西出 崇 京都外国語大学 総合企画室 IR推進グループ 外国語学部 講師

■会場アクセス　椙山女学園大学　星が丘キャンパス

地下鉄東山線「星ヶ丘」下車，6番出口より徒歩5分

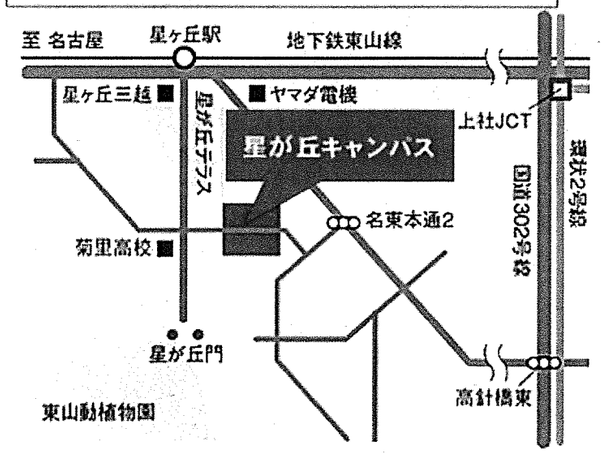

※星が丘キャンパスマップ:http://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/campus/map/hoshigaoka/

教職員能力開発拠点
(愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室)

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室は，平成22年3月に文部科学大臣から教育関係共同利用拠点(拠点名称:教職員能力開発拠点)に認定され(認定期間5年)，平成26年7月には，さらに5年間の再認定を受けました。教職員能力開発拠点では，FD／SD／IRの専門性の高い指導者の育成，長期的なコンサルテーションを通した各組織の自律的な教育改善の支援を始め，研修講師の派遣や独自で開発したFD／SD研修プログラムの提供など，幅広い取組を行っています。

■お問い合わせ
愛媛大学教育学生支援部教育企画課
ＴＥＬ：０８９-９２７-９１５４
E-mail：kiyoiku@stu.ehime-u.ac.jp

アイスブレイク

貴方の所属機関における現在の「ＳＤの取り組み」について教えてください？

名前		所属	
このプログラムに参加した理由は何ですか？			
貴方の所属機関における「ＳＤの取り組み」について，説明できるように整理しましょう！			

振り返り

貴方の所属機関における今後の「ＳＤの取り組み」について教えてください？

貴方の所属機関における「ＳＤの取り組み」について，
今後どのようにしていきたいと思いますか？
どのように関わっていきたいと思いますか？　＊その理由も教えてください。

研修企画書　　担当者：

研修名		
実施日時		定員　　名
場所		対象者
担当講師		
研修目標		
企画の意図（研修企画の動機、現状、意図）		
実施プログラム（企画の意図・目的を達成するために必要な講義内容）		
配付資料		教室レイアウト
広報の仕方		
予算		
評価方法		
準備物		受講生各自の準備（課題）

研修企画書　　担当者：愛媛大学・丸山　智子

<table>
<tr><td>研修名</td><td colspan="3">ＳＤコーディネーター養成講座 in　名古屋</td></tr>
<tr><td>実施日時</td><td>平成 28 年 10 月 14 日（木）～16 日（日）</td><td>定員</td><td>３０　名</td></tr>
<tr><td>場所</td><td>椙山女学園大学星が丘キャンパス教育学部棟
（名古屋市千種区星が丘元町 17 番 3 号）</td><td>対象者</td><td>・SD を担当する教職員
・SD コーディネーターに関心のある教職員</td></tr>
<tr><td>担当講師</td><td colspan="3">【愛媛大学】中井 俊樹 ・丸山 智子(SDC) ・吉田 一憲(SDC) ・久保 秀二(SPOD-SDC)
【芝浦工業大学】榊原 暢久(SDC),【愛知大学】近藤 智彦,【九州産業大学】一ノ瀬 大一</td></tr>
<tr><td>研修目標</td><td colspan="3">①人材育成ビジョンの必要性を説明することができる 。
②自大学における人材育成ビジョンを策定するために，その構築手法を修得することができる。
③自らのキャリアを開発するために，スタッフ・ポートフォリオ(SP)を作成することができる。
④職員のキャリア開発を支援するために，メンタリングを行うことができる。
⑤SDの実践力を身につけるために，SD プログラムを企画・運営・評価することができる。
⑥SDに関する多様な考え方や経験を尊重し，共に学び合う雰囲気をつくることができる。</td></tr>
<tr><td>企画の意図
（研修企画の動機、現状、意図）</td><td colspan="3">職員の能力開発(SD)の義務化に伴い，各高等教育機関では SD の実践が求められている。本研修は，参加者が自大学等において SD の実践的指導者(SD コーディネーター/SDC)として活躍できるよう，その役割や求められる能力を理解し，実際の SD 推進に活用できる具体的手法を身につけることを目的としている。</td></tr>
<tr><td>実施プログラム
（企画の意図・目的を達成するために必要な講義内容）</td><td colspan="3">ー1日目ー【10 月 14 日(金)】
13:00 (1) オープニング・アイクブレイク
13:30【会場移動】
13:40 (2) オリエンテーション
(3) SD，SDC について理解する
14:15 (4) 人材育成ビジョンの必要性について理解する
14:45【休憩】
15:00 (5) 組織の人材育成ビジョン作成 WS
18:00【終了】
18:30ー20:30 情報交換会(参加任意)
ー2日目ー【10 月 15 日(土)】
9:30 (6) SP，メンタリングの導入事例及び有効性について
10:30【休憩】
10:45 (7) 個人のビジョン作成 WS
12:00【休憩】
13:00 (8) メンタリングを実践する
14:30 (9) SPOD-SD 研修カリキュラム構築の手法の紹介
15:00【休憩】
15:15 (10) SD プログラムを企画する
(11) SD プログラムを運営する
16:45【休憩】
17:00 (12) SD プログラムを評価する
18:00【終了】
ー3日目ー【10 月 16 日(日)】
9:30 (13) SD プログラムを開発する
12:00【休憩】
13:00 (14) プログラム発表(ポスターセッション)
14:00 (15) 振り返り
14:20【会場移動】
14:30 (16) クロージング
15:00【終了】</td></tr>
<tr><td>配付資料</td><td colspan="2">①スケジュール
②受講者名簿
③講義スライド，ワークシート
④研修実施要項（大学別）
⑤研修資料の取り扱いについて
⑥SDC 養成講座アンケート
⑦SDC 資格に関するアンケート
⑧SDC 資格認定に関する要項
⑨情報交換会案内
⑩チラシ
⑪教職員能力開発拠点パンフレット
⑫大学教職員のための 32 冊
⑬封筒</td><td>教室レイアウト
【基本】4 人　1 グループ
【メンタリングペア】2 人 1 組
 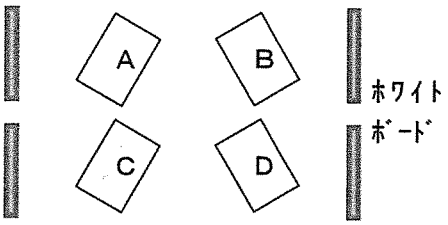
</td></tr>
<tr><td>広報の仕方</td><td colspan="3">ホームページ，チラシ，メーリングリスト，メール</td></tr>
<tr><td>予算</td><td colspan="3">講師・スタッフ旅費等，物品郵送費，印刷費，消耗品費ほか</td></tr>
<tr><td>評価方法</td><td colspan="3">事前アンケート，事後アンケート</td></tr>
<tr><td>準備物</td><td colspan="2">①付箋紙（正方形 74×74mm）
（2 色×参加人数分）
②プロッキー（10 色セット×グループ数）
③A3，A4 コピー用紙（参加人数分）
④スクリーン+PC+プロジェクター（各 1）
⑤研修企画書テンプレート
（A0 サイズ／1 枚×グループ数）
⑥PC（グループ数）
⑦レーザーポインタ，ベル，タイマー（各 1）</td><td>受講生各自の準備（課題）
【事前課題】
提出期限:9 月 16 日(金)
①スタッフ・ポートフォリオ　※2 部持参
②自大学で実施している『新任職員に対する研修』の実施要項(受講者間で共有可能なもの)</td></tr>
</table>

２７文科高第１１８６号
平成２８年３月３１日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
殿

文部科学省高等教育局長
常盤豊
（印影印刷）

大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび，別添１及び別添２のとおり，「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28年３月31日に公布され，平成29年４月１日から施行されることとなりました。

今回の改正は，社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で，大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには，その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ，全ての大学等に，その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け，能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「ＳＤ」という。）の機会を設けることなどを求めるものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので，十分御了知いただき，その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第１　改正の概要

１　大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

大学は，当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その職員

に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第25条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第42条の3関係）

2　高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の一部改正

高等専門学校は，当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第17条の4に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第10条の2関係）

3　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

(1) 大学院は，当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第14条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第43条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。（第10条第2項関係）

4　短期学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の一部改正

短期大学は，当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第11条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとすること。（第35条の3関係）

第2　留意事項

1　専門職大学院の扱いについて

専門職大学院については，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第42条第1項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され，大学院と同様の扱いとなること。

2　対象となる職員について

「職員」には，事務職員のほか，教授等の教員や学長等の大学執行部，技術職員等も含まれること。

3　「機会を設けること」について

(1) 今回の改正は，個々の職員全てに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく，ＳＤの具体的な対象や内容，形態等については，各大学等において，その特性や実態を踏まえ，各職員のキャリアパスも見据えつつ，計画的・組織的に判断されるべきこと。

(2) ＳＤの機会については，各大学等が自ら企画して設けるほか，関連団体等が実施する研修に職員が参加する機会を設けることなどが考えられること。

4　「その他必要な取組」について

ＳＤを効果的・効率的に実施する観点から，各大学等において，その実情に応じ，例えば職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定するなどの取組を行うことが期待されること。

第３　施行期日

本通知に係る省令については，平成 29 年４月１日から施行することとしたこと。

本件問合せ先：
高等教育局大学振興課法規係
電話：03-5253-4111（代表）（内線 2493）

愛媛大学
29.4.17
総総第84号

２８文科高第１２４８号
平成２９年３月３１日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
殿

文部科学省高等教育局長
常盤　豊
（印影印刷）

大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび，別添１及び別添２のとおり，「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成29年文部科学省令第17号）が平成29年３月31日に公布され，平成29年４月１日から施行されることとなりました。

今回の改正は，大学が行う業務が複雑化・多様化する中，大学運営の一層の改善に向けては，事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割を担い，大学総体としての機能を強化し，総合力を発揮する必要があること，また，大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ，教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており，各大学が，教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し，教職協働の取組を進めていく必要があることから，大学の事務組織に係る規定の改正及び教職協働に係る規定の新設等を行うとともに，国際連携教育課程について，相手国大学の制度に柔軟に対応できるよう，入学前の既修得単位の認定に係る特例を定めるものです。

改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので，十分御了知いただき，その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第１　改正の概要

１　大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 教員と事務職員等の連携及び協働

大学は，当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため，当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で，これらの者の間の連携体制を確保し，これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとすること。（第２条の３関係）

(2) 事務組織

大学は，その事務を遂行するため，専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとすること。（第 41 条関係）

(3) 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には，入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について，国際連携教育課程を編成し，及び実施するために特に必要と認められる場合は，この限りでないこととすること。（第 54 条第３項関係）

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。（目次関係）

２　高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の一部改正

(1) 教員と事務職員等の連携及び協働

高等専門学校は，当該高等専門学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため，当該高等専門学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で，これらの者の間の連携体制を確保し，これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとすること。（第３条の３関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。（目次関係）

３　大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 教員と事務職員等の連携及び協働

大学院は，当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため，当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で，これらの者の間の連携体制を確保し，これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとすること。（第１条の４関係）

(2) 国際連携専攻に係る卒業の要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には，入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について，国際連携教育課程を編成し，及び実施するために特に必要と認められる場合は，

この限りでないこととすること。（第 39 条第 3 項関係）

(3) 事務組織

大学院を置く大学には，大学院の事務を遂行するため，適当な事務組織を設けるものとすること。（第 42 条関係）

4　短期学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）の一部改正

(1) 教員と事務職員等の連携及び協働

短期大学は，当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため，当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で，これらの者の間の連携体制を確保し，これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとすること。（第 2 条の 3 関係）

(2) 事務組織

短期大学には，その事務を遂行するため，専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとすること。（第 34 条関係）

(3) 国際連携学科に係る卒業の要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には，入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について，国際連携教育課程を編成し，及び実施するために特に必要と認められる場合は，この限りでないこととすること。（第 47 条第 4 項関係）

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。（目次関係）

5　専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）の一部改正

(1) 国際連携専攻に係る卒業の要件

国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には，入学前の既修得単位の認定により修得したものとみなす単位を含まないものとする規定について，国際連携教育課程を編成し，及び実施するために特に必要と認められる場合は，この限りでないこととすること。（第 39 条第 2 項及び第 4 項関係）

第 2　留意事項

1　事務組織に係る改正について

本改正は，義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 5 号）における学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正による事務職員の職務規定の改正（※）と同様の趣旨によるものであること。

これらの改正が相まって，大学の事務職員及び事務組織が，国際的な連絡調整や高大接続改革，大規模な産学官連携の推進，学問分野を超えた教育研究の展開，戦略的

な大学運営など，一定の裁量と困難性を伴う業務を担い，大学における様々な取組の意思決定等に積極的に参画することが期待されること。

なお，上記の趣旨に照らし，各大学において，必要に応じ，職員の採用の形態やスタッフ・ディベロップメントの機会確保を通じた能力育成も含め，事務職員・事務組織の望ましい在り方について検討されることが期待されること。

※当該改正では，学校の事務職員が，管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下，その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし，より主体的・積極的に校務運営に参画するため，事務職員の職務規定について，「事務を処理する」を「事務をつかさどる」に改めることとしている（大学及び高等専門学校については，小学校の事務職員について定める第37条第14項を第114条及び第123条において準用）。

2　教職協働に係る改正について

(1) 規定の趣旨

大学の総力を発揮した円滑な大学運営のためには，教員と事務職員等とが連携・協働して業務に取り組むことが重要であり，本規定は，教員と事務職員等との関係に係る各大学の実情に十分に配慮しつつも，教職協働の必要性について法令上明記するものであること。

(2) 「事務職員等」について

「事務職員等」には，技術職員のほか，図書館に置かれる専門的職員など，大学に置かれる様々な職員が含まれること。

(3) 「連携体制の確保」について

「連携体制の確保」とは，特定の取組や到達目標を含意したものではないが，教員と事務職員等との関係に係る各大学の実情に留意しつつ，例えば教員と事務職員等の枠を超えた戦略的な人事配置の実施や，教員と事務職員等の対等な位置付けでの学内委員会の構成を通じて相互の連携協力を促すこと，あるいは，教員と事務職員等とを織り交ぜた組織構成によるプロジェクトチーム型での業務執行の導入などの取組が想定されること。

(4)「留意するものとすること」について

本改正に伴い，各大学において，第２の１と併せて，教職協働を促進するための措置について検討されることが期待されること。ただし，本規定は，特定の措置をとることを各大学に対して一律に求めるものではなく，教員と事務職員等の位置付けや関係性は大学によって様々であることから，教職協働の具体的な在り様も各大学の実情に合わせる趣旨のものであること。

3　国際連携教育課程制度に係る改正について

(1) 現行規定上，国際連携教育課程においては，当該課程内で確実に単位を修得する

質保証の観点から入学前の既修得単位の認定は認めていないところ，本規定は，別添３の相手国大学の制度的な事情による特例的なケースのように，かかる質保証上の問題が生じない場合に限り，入学前の既修得単位の認定を認めるものであること。

第３　施行期日

本通知に係る省令については，平成29年４月１日から施行することとしたこと。

本件問合せ先：
高等教育局大学振興課法規係
電話：03-5253-4111（代表）（内線2493）

これまでのＳＤに関する答申等（抜粋）

○21 世紀の大学像と今後の改革方策について
－ 競争的環境の中で個性が輝く大学 －（答申） 平成 10 年 10 月 26 日

・大学の事務組織等

大学の事務組織については，教学組織との機能分担の明確化と連携協力の関係の確立が求められる。このため，学長，学部長等の行う大学運営業務についての事務組織による支援体制を整備すること，国際交流や大学入試等の専門業務については一定の専門化された機能を事務組織にゆだねることが適当である。また，大学運営の複雑化，専門化に対応するために，全学的な観点からの適正な職員配置，学部や大学の枠を越えた人事交流，民間企業での研修の機会の充実など，職員の研修や処遇等について改善する必要がある。

○我が国の高等教育の将来像（答申） 平成 17 年 1 月 28 日

・保証されるべき「高等教育の質」

高等教育の質の保証を考える上では，教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・ディベロップメント(FD)やスタッフ・ディベロップメント(SD)等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。

・用語解説

事務職員や技術職員など教職員全員を対象とした，管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。

○学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ） 平成 20 年 3 月 25 日

・組織的な教育活動を支える教職員の職能開発

教員と職員との協働関係を一層強化するため，職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ））を推進して専門性の向上を図り，教育・経営など様々な面で，その積極的な参画を図っていくべきである。

・職員の職能開発

職員については，大学の管理運営に携わったり，教員の教育研究活動を支援したりするなどの重要な役割を担っている。職員の大学における位置づけ，教員との関係については，国公私立それぞれに状況の相違があるが，大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中，職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ））は益々重要となってきている。教員一人当たりの職員数が低下していく傾向にあること等も，個々の職員の質を高めていく必要性を一層大きなものとしている。職員の間でも，大学院での学習を含め，自己啓発の重要性への意識が高まり，学会や職能団体の発足など，職能開発の推進に向けた機運が醸成されつつある。

高度化・複雑化する課題に対応していく職員として一般的に求められる資質・能力には，例えば，コミュニケーション能力，戦略的な企画能力やマネジメント能力，複数の業務領域での知見（総務，財務，人事，企画，教務，研究，社会連携，生涯学習など），大学問題に関する基礎的な知識・理解などが挙げられる。その上で，新たな職員業務と

して需要が生じてきているものとしては，例えば，教育方法の改革の実践を支える人材（例えば，インストラクショナル・デザイナー，ファカルティ・ディベロッパーなど），研究コーディネーター，学生生活支援ソーシャルワーカー，インスティテューショナル・リサーチャー（学生を含む大学の諸活動に関する調査データを収集・分析し，経営を支援する職員）などがある。国際交流を重視する大学であれば，留学生受入れ等に関する専門性のある職員も必要となろう。これらの業務には，学術的な経歴や素養が求められるものもあり，教員と職員という従来の区分にとらわれない組織体制の在り方を検討していくことも重要である。

さらに，財務や教務などの伝統的な業務領域においても，期待される内容・水準は大きく変化しつつある。それぞれの大学において，新旧様々な業務について，職員に求められる能力とは何かを分析し，明確にしていくことが求められる。

専門性を備えた職員，アドミニストレーターを養成していくためには，大学としてＦＤと同様，学内外でのＳＤの場や機会の充実に努めていくことが必要である。職員に求められる業務の高度化・複雑化に伴い，大学院等で専門的教育を受けた職員が相当程度存することが，職員と教員とが協働して実りある大学改革を実行をしていく上で必要条件になってくると言っても過言ではない。なお，教職員の協働関係の確立という観点からは，ＦＤ及びＳＤの場や機会について，両者を峻別する必要は無く，目的に応じて柔軟な取組をしていくことが望まれる。

以上のようなことから，ＳＤの推進に向けた環境整備について，ＦＤと並ぶ重要な政策課題の一つとして位置づけるべき時機を迎えていると考える。また，我が国の大学をめぐっては，教育研究活動を支援する人材の量的な不足という問題があることにも留意する必要がある。職員の質・量それぞれの課題について適切な対応をしなければ，大学改革を推進していく上での隘路となる恐れがある。

・用語解説

事務職員や技術職員など職員を対象とした，管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。「スタッフ」に教員を含み，ＦＤを包含する意味としてＳＤを用いる場合（イギリスの例）もあるが，ここでは，ＦＤと区別し，職員の職能開発の活動に限定してＳＤの語を用いている。

○新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）　平成 24 年 8 月 28 日

学長を中心として，副学長・学長補佐，学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し，当該大学の学位授与の方針の下で，学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること，プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し，他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること，プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則った成果の評価，その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。

学部等の縦割りの構造を超えて学士課程教育をプログラムとして機能させるためには，教員だけではなく，職員等の専門スタッフの育成と教育課程の形成・編成への組織的参画が必要であり，例えば，他大学との事務の共同実施等でリソースを再配置するといった工夫もしつつ，その確保と養成を図る。

○大学のガバナンス改革の推進について（審議のまとめ）　平成 26 年 2 月 12 日

・事務職員の高度化による教職協働の実現

今後，各大学による一層の改革が求められる中，事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり，企画力・コミュニケーション力・語学力の向上，人事評価に応じた処遇，キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していくことが求められる。例えば，国内外の他大学，大学団体，行政機関，独立行政法人，企業等での勤務経験を通じて幅広い視野を育成することや，社会人学生として大学院等で専門性を向上させることを積極的に推進すべきである。

・ＦＤ，ＳＤの推進

大学は，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）により，「当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と規定されている。この規定は，いわゆるＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の実施を義務付けたものであるが，学長のビジョンや大学の経営方針，大学に関する法制度やその解釈，内部規則等の見直し等に関することについても，例えば，年度始めや新規採用，学長の交代等に際して説明会を開催したり，オンラインの研修を活用したりする等，様々な機会を活用して，積極的に周知することが望ましい。

「高度専門職」や事務職員に対しても同様の研修等（スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ））の機会を設け，ガバナンス改革について，全教職員の理解を促進すべきである。

○高大接続システム改革会議「最終報告」　平成 28 年 3 月 31 日

このような教育活動の充実をはじめとする大学運営の高度化に向け，各大学において，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）に取り組むとともに，職員（事務職員だけでなく，教員や技術職員を含む。）を対象とした大学運営業務に関する研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を充実する。

○大学改革支援・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集」（第４版）

平成 28 年 4 月

大学等の管理運営組織が，目的・目標の達成に向けて十分機能するよう，管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組みの総称。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/package/